**覚　書**

○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、乙所有地の植栽に関し、以下の事情があったことから、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

【事情】

乙所有地の植栽の枝が、甲所有地に越境しているが、枝の剪定は植栽の生育に悪影響を及ぼすことから、甲乙は解決金の支払いにより解決することとした。

第１条（解決金支払義務）

乙は、乙所有地の植栽の枝が甲所有地に越境していることにより甲に対して迷惑をかけていることを謝罪し、甲に対し、月額金○○円の解決金を、甲の指定する方法により支払うこととする。

第２条（越境の受忍）

甲は、乙が前条の解決金を支払っている限り、乙所有地の植栽の枝が甲所有地に越境していることに異議を述べず、乙に対して植栽の剪定を求めず、かつ自ら剪定しない。

第３条（協議解決）

甲及び乙は、乙所有地の植栽に関して疑義が生じたときは、誠実に協議して解決する。

本覚書締結の証として、本覚書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　　　　　　　　　㊞